

○新潟市重度障がい者医療費助成規則

昭和58年2月22日

規則第11号

改正 昭和58年6月21日規則第40号

昭和59年11月20日規則第50号

昭和60年3月29日規則第10号

昭和62年3月31日規則第16号

平成3年12月27日規則第71号

平成5年7月30日規則第39号

平成7年3月31日規則第20号

平成7年9月29日規則第53号

平成9年8月29日規則第52号

平成10年10月31日規則第59号

平成12年12月28日規則第117号

平成14年4月25日規則第42号

平成14年8月30日規則第62号

平成15年1月14日規則第2号

平成15年8月1日規則第49号

平成16年3月24日規則第9号

平成17年3月18日規則第65号

平成19年3月30日規則第94号

(題名改称)

平成20年3月27日規則第18号

平成23年3月23日規則第18号

平成24年3月30日規則第37号

平成25年3月25日規則第43号

平成26年7月30日規則第83号

(題名改称)

平成27年2月26日規則第6号

平成27年12月25日規則第90号

注 平成3年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、重度障がい者の保健及び福祉の向上を図るため、医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則94・平26規則83・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 重度障がい者の親権者又は後見人その他の者で重度障がい者を現に監護するものをいう。

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

イ 健康保険法(大正11年法律第70号)

ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

オ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(3) 医療費 医療保険各法に規定する療養に要した費用(健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額)及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用(健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額)をいう。

(4) 医療費の自己負担額 医療費から当該医療費に係る医療保険各法の規定による給付及び他の法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

(5) 入院時食事療養費標準負担額 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の標準負担額(健康保険法第85条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた額)をいう。

(6) 入院時生活療養費標準負担額 医療保険各法に規定する入院時生活療養費標準負担額(健康保険法第85条の2第2項の規定により、平均的な家庭における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額)をいう。

(平7規則20・平7規則53・平9規則59・平12規則117・平15規則2・平19規則94・

平20規則18・平26規則83・一部改正)

(助成対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、本市に住所を有する医療保険各法に規定する被保険者又は組合員及びそれらの被扶養者並びに国民健康保険法第116条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項若しくは第2項の規定による被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者は除く。

- (1) 新潟県知事又は市長が発行する療育手帳の交付を受け、その障がいの程度が「A」と判定されている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの等級が1級、2級又は3級の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの等級が1級の者
- (4) 前3号と同程度以上の障がいをもつる者で、市長が認定した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、重度障がい者医療費助成をその年の9月から翌年の8月までの間行わない。

- (1) 助成対象者の前年の所得(1月から8月までの間に受けた医療に係る重度障がい者医療費助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「令」という。)第7条に定める額以上であるとき。
- (2) 助成対象者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該助成対象者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第8条第1項において準用する令第2条第2項に定める額以上であるとき。

3 前項の所得の範囲及びその算定方法は、令第8条第3項又は第4項に定める計算方法によるものとする。

4 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養義務者の所有に係る住宅、家財又は令第3条に定める財産につ

き被害金額(保険金, 損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては, その損害を受けた月から翌年の8月までの間の助成については, その損害を受けた年の前年又は前々年におけるその損害を受けた者の所得に関しては, 前2項の規定を適用しない。

(平5規則39・平7規則20・平7規則53・平14規則62・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

(受給資格の申請)

第4条 受給資格を得ようとする者は, 別記様式第1号による申請書により, 別記様式第1号の2による現況届出書(以下「現況届」という。)及び次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 身体障害者手帳, 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(前条第1項第4号に該当する者の場合を除く。)

(2) 前条第2項及び第3項に規定する所得を証明できる書類

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 保険者から入院時の食事の提供たる療養(健康保険法第63条第1項第5号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下これらの認定証を「減額認定証」という。)の交付を受けている者が申請する場合は, 前項各号に掲げる書類に当該減額認定証を添えて申請しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず, 第1項の申請書に添えて提出する書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認できるものについて市長がその確認を行うことに同意した受給資格を得ようとする者は, 当該確認できる事項を明らかにするための書類の提出を省略することができる。

(平7規則20・平9規則59・平12規則117・平14規則62・平15規則2・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

(受給者証等の交付)

第5条 市長は, 前条に規定する申請に基づき, 助成対象者であると認めるときは, 別記様式第2号による受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 市長は, 第3条第2項の規定により前条の申請をした者に助成をしないことを決定したときは, 受給者証に代えて別記様式第2号の2による通知書(以下「停止通知書」という。)により当該申請をした者に通知するものとする。

(平7規則20・平14規則62・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・
一部改正)

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証が交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する8月31日までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現に交付されている受給者証の有効期間が満了した後に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第55号)第8条第2項の規定により新たな精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が第4条第1項の規定による申請をした場合において新たに交付される受給者証の有効期間は、当該精神障害者保健福祉手帳の交付された日の属する月の初日から最初に到来する8月31日までとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号に該当する者(当該者のうち、同項第1号又は第2号に該当する者を除く。次項において同じ。)が現に交付されている受給者証の有効期間が満了する前に第4条第1項の規定による申請をした場合において新たに交付される受給者証の有効期間は、現に交付されている受給者証の有効期間の満了する日の翌日から最初に到来する8月31日までとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号に該当する者であつて、受給者証が交付される日の属する月の翌月の初日から最初に到来する8月31日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了するものの当該受給者証の有効期間は、当該精神障害者保健福祉手帳の有効期間の満了する日までとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、受給者証の有効期間を変更することができる。

(平3規則71・平7規則20・平9規則59・平26規則83・一部改正)

(受給者証の更新等)

第7条 市長が助成対象者であると認めた者(前条第5項の規定により受給者証の有効期間が定められる者を除く。以下この条において「受給資格者」という。)は、受給者証の有効期間(第5条第2項又は本条第4項の規定により停止通知書を交付された者にあつては、当該通知書に記載された停止の期間。以下この項において同じ。)満了の日前1月以内に現況届に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受給者証の有効期間満了後において受給資格の継続を希望しないときは、この限りでない。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(第3条第1項第4号に該当す

る者の場合を除く。)

- (2) 第3条第2項及び第3項に規定する所得を証明できる書類
- (3) 受給資格者が減額認定証の交付を受けている場合は、減額認定証
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、現況届及びこれに添えて提出する書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認できるものについて市長がその確認を行うことに同意した受給資格者は、現況届又は当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項に規定する書類を提出した受給資格者が引き続き助成対象者であると認めるときは、新たに受給者証の交付をするものとする。

4 市長は、第3条第2項の規定により受給資格者に助成しないことを決定したときは、受給者証に代えて停止通知書を当該受給資格者に交付するものとする。

5 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、受給者証を汚損し、又は亡失したときは、別記様式第3号による申請書により市長に申請し、受給者証の再交付を受けなければならない。

(平7規則20・平14規則62・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

(助成の範囲)

第8条 市長は、受給者に次の各号に掲げる額(以下「助成金」という。)を助成するものとする。

- (1) 受給者に係る医療費の自己負担額から次に掲げる一部負担金(以下「一部負担金」という。)を控除した額

ア 医療保険各法の規定による診察、薬剤若しくは治療材料の支給、処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(イに掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合 医療保険各法の規定による保険医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別の保険医療機関等とみなす。以下「保険医療機関等」という。)(薬局を除く。)ごとに1日につき530円(受給者が同一の月に同一の保険医療機関等において一部負担金の支払を4回行った場合で当該月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受けるときは当該期間内に医療を受ける日の分については0円、受給者に係る医療費の自己負担額が530円に満たない場合は当該自己負担額)

イ 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

ウ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合 指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円

(2) 受給者のうち医療保険各法の規定により食事療養に係る減額認定証の交付を受けた者(以下「減額認定者」という。)が前号イに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額

(3) 減額認定者が第1号イに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る入院時生活療養費標準負担額

(平7規則20・全改, 平7規則53・平9規則52・平9規則59・平12規則117・平19規則94・平20規則18・平23規則18・一部改正)

(助成の方法)

第9条 市長は、受給者又はその保護者から別記様式第4号による申請書による申請に基づき助成を行うものとする。ただし、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給者が保険医療機関等において医療の給付及び減額認定者が医療の給付に伴う食事療養を受ける場合は、市長は保険医療機関等に助成金を支払うものとする。

2 受給者が柔道整復師の施術を受け、当該柔道整復師に重度障がい者医療費の受領を委任する場合は、別記様式第5号による申請書により申請しなければならない。

3 受給者は、第1項ただし書の場合においては保険医療機関等(薬局を除く。)に対して、前項の場合においては柔道整復師に対して一部負担金を支払うものとする。

4 受給者が入院時生活療養費標準負担額の助成を申請する場合は、別記様式第6号による申請書により申請しなければならない。

(平7規則20・全改, 平9規則52・平12規則117・平14規則42・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

(受療の手続)

第10条 受給者は、療養を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法に規定する被保険者証等及び受給者証を提示しなければならない。

2 受給者は、第8条第2号に規定する療養を受ける場合は、前項に掲げる書類のほか減額認定証を提示しなければならない。

(平7規則20・追加, 平9規則59・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

(届出義務等)

第11条 受給者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該各号に掲げる届書に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が氏名又は住所を変更した場合 変更前及び変更後の氏名又は住所並びに変更の年月日を記載した届書
- (2) 減額認定証の種類又はその記載事項に変更があった場合 変更前及び変更後の事項並びに変更の年月日を記載した届書
- (3) 受給者の障がいの程度が軽減し、第3条第1項各号のいずれにも該当しなくなった場合 変更前及び変更後の障がいの程度を記載した届書
- (4) 世帯員構成に変更が生じた場合 世帯員構成の変更を記載した届書及び現況届

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出義務者は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

3 受給者又はその保護者は、助成金に係る医療の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、直ちに被害の状況並びに当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名及び住所又は居所が明らかでないときは、その旨)等の事項を記載した届書により市長に届け出なければならない。

4 受給者又はその保護者は、受給者が助成対象者でなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(平5規則39・旧第12条繰上, 平7規則20・旧第10条繰下・一部改正, 平19規則94・平20規則18・平23規則18・平24規則37・一部改正)

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が第三者から疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、助成金の全部若しくは一部の助成を行わず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(平5規則39・旧第13条繰上, 平7規則20・旧第11条繰下)

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この規則による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平5規則39・旧第14条繰上, 平7規則20・旧第12条繰下)

(助成金の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な行為によりこの規則の規定による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(平5規則39・旧第15条繰上, 平7規則20・旧第13条繰下)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか, 助成に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

(平5規則39・旧第16条繰上, 平7規則20・旧第14条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日等)

1 この規則は, 公布の日から施行し, 昭和58年2月1日から適用する。

(平3規則71・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 平成4年1月1日から平成5年3月31日までの間は, 第8条第1号中「老人保健法第28条第1項第1号, 第5項及び第6項」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律(平成3年法律第89号)附則第5条の規定により読み替えられた老人保健法第28条第1項第1号並びに老人保健法第28条第5項及び第6項」と, 第8条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号及び第3項」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律(平成3年法律第89号)附則第5条の規定により読み替えられた老人保健法第28条第1項第2号及び老人保健法第28条第3項」とする。

(平3規則71・追加)

(合併に伴う特例)

3 新津市の編入の際, 現に新津市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成2年新津市条例第27号。以下「新津市条例」という。)第5条の規定により新津市重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けている者で引き続き編入前の新津市の区域に住所を有するものに対する助成額は, 平成18年3月31日までの間に限り, 第8条の規定にかかわらず, 新津市条例の例による。

(平17規則65・追加)

附 則(昭和58年規則第40号)

この規則は, 公布の日から施行し, この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則の規定は, 昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第50号)

(施行期日等)

1 この規則は, 公布の日から施行し, この規則(別記第6号様式の改正規定を除く。)による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は,

昭和59年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第2条及び第3条の規定は、昭和59年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらの用紙中「会計課長」とあるのは「副収入役」と読み替えて使用することができるものとする。

附 則(昭和62年規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の新潟市重度心身障害者医療費助成規則第5条の規定により助成対象者の認定を受けている者(老人医療受給対象者を除く。)は、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則(以下「新規則」という。)第5条の規定により助成対象者の認定を受けている者とみなす。
- 4 施行日に交付された受給者証の有効期間は、新規則第6条の規定にかかわらず、施行日から昭和62年8月31日までとする。

附 則(平成3年規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、

改正後の規則別記様式第2号及び別記様式第2号の2による受給者証とみなす。

附 則(平成5年規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、平成5年7月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成7年規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 健康保険法等の一部を改正する法律(平成6年法律第56号。以下「法」という。)の施行前における医療保険各法に規定する看護の療養については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証とみなす。

附 則(平成7年規則第53号)

この規則は、平成7年10月1日から施行し、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第52号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証とみなす。

附 則(平成12年規則第117号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第5号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、この規則による改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証とみなす。

附 則(平成14年規則第42号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、平成14年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成14年規則第62号)

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が満了するまでの間、改正後の新潟市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成15年規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成16年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成17年規則第65号)

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成19年規則第94号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、第2条の改正規定(同条に1号を加える部分に限る。)、第8条に1号を加える改正規定、第9条の改正規定(同条に1項を加える部分に限る。)及び別記様式第6号の様式の次に1様式を加える改正規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則中第3条第1項第1号、別記様式第2号(表)及び別記様式第2号の2(表)の改正規定、別記様式第2号の3(表)の改正規定(「150011」を削る部分に限る。)並びに別記様式第2号の3(裏)の改正規定(「忘失」を「亡失を」に改める部分に限る)は公布の日から、その他の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市重度心身障がい者医療費助成規則の規定により行った申請、手続その他の行為は、改正後の新潟市重度心身障がい者医療費助成規則の相当規定により行った申請、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年規則第37号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第43号)抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第83号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条第1項ただし書の改正規定は同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第3条第1項第3号に該当する者に係る受給者証の交付に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市重度心身障がい者医療費助成規則(以下「新規則」という。)の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の新潟市重度心身障がい者医療費助成規則の規定により行った申請、手続その他の行為は、新規則の相当規定により行った申請、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第4号及び別記様式第6号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年規則第90号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

重度障がい者医療費受給資格認定兼受給者証交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所
氏名 印
(本人との続柄)

下記のとおり身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を添えて申請します。

ふりがな				生年月日	年 月 日	
本人氏名						
個人番号						
住所	新潟市			電話番号		
障がい内容	身体障害者手帳	交付年月日	交付番号	障がい名		
		年 月 日	第 号	障がい不自由 級		
	療育手帳	交付年月日	交付番号	障がいの程度		
		年 月 日	第 号	A ・ B 次判定年月 年 月 無期		
	精神障害者保健福祉手帳	交付年月日	交付番号	等級	手帳有効期限	手帳更新申請
		年 月 日	第 号	級	年 月 日	未・済 年 月 日
その他	国保 ・ 社保 ・ 後期高齢					
食事療養費標準負担額減額認定証等の有無				有 ・ 無		

※この欄は、記入しないでください。

決裁	課長	課長補佐	係長	担当者	受付	年 月 日
					起案	年 月 日
					決裁	年 月 日
処理案	助成対象者と認定し、受給者証を交付してよろしいでしょうか。				手帳交付日	年 月 日
					受給開始日	年 月 日
					受給者番号	第 号

別記様式第1号の2(第4条, 第7条関係)

年 月 日

重度障がい者医療費助成現況届出書

(宛先)新潟市長

届出人 住所
氏名 印
受給者との関係(続柄)
電話番号

下記のとおり受給者の現況を届け出ます。

受給者氏名	住所
印	

同意書

重度障がい者医療費助成受給(停止を含む。)の間, この事業において必要があるときは, 私(受給者)の住民基本台帳及び課税状況について, 市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

受給者氏名	住所
印	
個人番号

上記受給者が, 重度障がい者医療費助成受給(停止を含む。)の間, この事業において必要があるときは, 私の住民基本台帳及び課税状況について, 市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

同一生計人氏名	続柄	同一生計人氏名	続柄
印		印	
個人番号		個人番号	
印		印	
個人番号		個人番号	
印		印	
個人番号		個人番号	
印		印	
個人番号		個人番号	

※ 同意がない場合は, 住民票謄本, 市・県民税課税(所得)証明書(控除額記載)が必要となります。

※ 転入により新潟市から市・県民税が課税されていない場合は, 転入前に住所のあった市町村の課税(所得)証明書(控除額記載)が必要となります。

※ 同一生計人とは, 住民基本台帳上の同一世帯員をいいます。

別記様式第2号(第5条関係)

(表)

新潟市重度障がい者医療費助成受給者証	
障	公費負担者番号
	受給者番号
〒 新潟市	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関及び印	新潟市長 印
交付年月日	年 月 日
<p>○ 診療等を受けるときは、毎月の初回受診日に、この受給者証を医療保険証とともに医療機関窓口へ提示してください。</p> <p>○ 一部負担金について 外来の場合は、月の初回から4回目まで受診日ごとに 円(その日の自己負担額が 円に満たないときは当該額)を支払ってください。 入院の場合は、1日につき 円を支払ってください。 なお、一部負担金は、有効期間内においても変更となる場合があります。</p> <p>○ 入院時食事療養費(生活療養費)標準負担額について <u>保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、入院時にこの証を添えて、医療機関窓口へ提示してください。</u></p>	

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療機関等に受診した際、市からその費用の一部を助成してもらうための証ですから大切に保管してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、加入医療保険証を添えてこの証を必ず窓口に表示してください。
また、標準負担額減額認定証を所持している方は、入院の際併せて提示してください。
- 3 次の場合には、速やかに市長に届け出てください。
 - (1) 受給資格者が死亡し、又は氏名若しくは住所を変更したとき。
 - (2) 食事療養費(生活療養費)標準負担額の減額認定者でなくなつたとき。
 - (3) 障がいの程度が軽減したとき。
 - (4) 生活保護の決定を受けたとき。
 - (5) 法律等に基づき医療費の全額補助を受けることとなつたとき。
 - (6) 第三者行為による治療を受けたとき。
 - (7) この証を破損、汚損又は紛失したとき。
 - (8) 世帯員構成に変更が生じたとき。
- 4 県外の医療機関等で受診したときは、医療費助成申請書に保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市長に申請してください。
- 5 この証の有効期間は表面のとおりですので、資格を更新しないときは、有効期限前1月以内に市長に届け出てください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

別記様式第2号の2(第5条, 第7条関係)

新障第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

重度障がい者医療費助成停止通知書

重度障がい者医療費助成については、下記のとおり助成を停止します。

記

受給資格者	
停止の理由	
停止の期間	

別記様式第3号(第7条関係)

重度障がい者医療費受給者証再交付申請書			
受給者番号	第 号	受給者氏名	
		生年月日	年 月 日
住 所			
再交付申請 の理由	ア 汚損		
	イ 亡失		
	ウ その他()		
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
住所			
申請者			
氏名 印			
(受給者との続柄)			
(宛先)新潟市長			
(注) 1 再交付申請の理由の欄は、該当するものに○を付けてください。ウに該当する場合は、具体的に詳しく記載すること。			
2 破損し、又は汚損した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。			

(表)

重度障がい者医療費助成申請書			
(宛先)新潟市長		年 月 日	
		申請者 住 所 氏 名 電話番号	印
下記のとおり、医療費の助成を申請します。			
受給者番号			
受給者氏名	(生年月日 年 月 日) (居住区 区)		
受診医療機関名		受診年月	年 月
振込指定金融機関	銀行・信組 金庫・農協	支店 出張所	種 別 普通・当座
			口座番号
			フリガナ
		口座名義人	
注 1 署名をもつて記名押印に代えることができます。 2 この申請書は、受診した月ごとに1枚必要です。 3 この申請書は、医療機関ごとに1枚必要です。			
新潟市確認欄			
助成決定額			円
以下は医療機関等に記入してもらってください。			
(年 月 診療分)			
		保険診療点数	支払額(一部負担額)
外来・調剤	月の初回受診日	点	円
	月の2回目受診日	点	円
	月の3回目受診日	点	円
	月の4回目受診日	点	円
	月の5回目以降	点	円
		合計	円
入院	入院日	年 月 日 ~ 年 月 日	
	入院日数	入院中の保険診療点数	支払額(一部負担額)
		点	円
		食事療養を受けた回数	回 うち長期該当 回
訪問看護	利用日数	保険適用療養費の額	支払額(一部負担額)
	日		円
他法負担の有無		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・母子保健法・児童福祉法・その他()	
様(受給者氏名)			
上記のとおり、療養等に係る一部負担金を領収しました。			
		年 月 日	
		所在地 医療機関等 名称 氏 名	印
※ 支払額(一部負担額)の欄は、医療保険及び他法負担の適用後の金額を記入してください(医療保険適用外の額を含めないでください)。 ※ 上記表の内容が確認できる領収書及び明細書を添付することで、医療機関等における記入を省略することができます。			

(裏)

委任状

私(委任者)は、この申請書に基づき、新潟市から支払われる重度障がい者医療費助成金の受領を下記受任者欄に記載の者に委任します。

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

受任者

住 所

氏 名

印

総代人届

重度障がい者医療費助成受給者である が 年 月 日死亡につき、総代人を選定したので届けます。なお、この度の重度障がい者医療費助成申請に係る助成金は、表面に記載の金融機関に振り込んでください。

年 月 日

総代人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

(表)

(受給者が記入してください。)

重度障がい者医療費助成申請書(柔道整復施術用)					年 月 日
(宛先)新潟市長					
			申請者	住 所 氏 名	印
※ (申請者が署名した場合は押印は不要です。)					
			※	電話番号	
下記のとおり金 円(診療月 年 月分)の医療費の助成を申請します。					
上記の医療費助成額の受領に関する権限を下記の者に委任します。					
			代理人	住 所 氏 名	印
			電話番号		
受給者番号					
受給者氏名					
自己負担割合		3割	2割	1割	
振込指定 金融機関名	銀行名			口座番号	
	支店名			フリガナ
			口座名義人		
※ 他法負担額		一部負担額		決定額	
注 ※印欄は、記入しないでください。					
領 収 書 (診療月 年 月)					
	療養に要した費用 A	自己負担額 B	市単一部負担金領収済額 C	市単医療費助成額 B-C	
1日目	円	円	円	円	
2日目	円	円	円	円	
3日目	円	円	円	円	
4日目	円	円	円	円	
5日目以降	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	
他法負担等 の有無	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・母子保健法・児童福祉法・その他()		公 費 分 費 用		
			患者負担額(公費分)		
上記のとおり市単一部負担金を領収しました。					
年 月 日					
			所在地 柔道整復師 名 称		
			氏 名	印	
注 B欄の自己負担額には、医療保険各法の一部負担金に相当する金額(10円未満四捨五入)を記入してください。					

(裏)

委任状

私(委任者)は、この申請書に基づき、新潟市から支払われる重度障がい者医療費助成金の受領を下記受任者欄に記載の者に委任します。

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

受任者

住 所

氏 名

印

総代人届

重度障がい者医療費助成受給者である 年 月 日死亡につき、総代人を選定したので届けます。なお、この度の重度障がい者医療費助成申請に係る助成金は、表面に記載の金融機関に振り込んでください。

年 月 日

総代人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

相続人

住 所

氏 名

印

別記様式第6号(第9条関係)

(表)

重度障がい者医療費助成申請書 (入院時生活療養費用)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
印

下記のとおり、医療費の助成を申請します。

受給者番号			
受給者氏名	(生年月日 年 月 日) (居住区 区)		
受診医療機関名	受診年月	年 月	
振込指定金融機関	銀行・信組	支店	種別
	金庫・農協	出張所	普通 ・ 当座
			口座番号
			口座名義人

下記の該当するものを○で囲んでください。

特定医療費受給者 (経過措置対象者)	小児慢性特定疾病医療費受給者	左記のいずれでもない
--------------------	----------------	------------

注1 署名をもつて記名押印に代えることができます。
注2 この申請書は、受診した月ごとに1枚が必要です。
注3 この申請書は、医療機関ごとに1枚が必要です。

	新潟市確認欄 (助成額単価×食事回数)
	助成決定額 円

----- 以下は医療機関等に記入してもらってください。 -----

◆マル障 (一般)
(年 月診療分)

所得区分等	標準負担額	マル障助成額単価	食事回数 (回)	金額 (円)
適用区分C・低所得者II	210円/食	160円/食		
低所得者I②	130円/食	100円/食		
低所得者I①	100円/食	100円/食		
入院医療の必要性の高い者	210円・160円・100円/食			

◆特定医療費受給者 (経過措置対象者) 及び小児慢性特定疾病医療費受給者用
(年 月診療分)

所得区分等	標準負担額	マル障助成額単価	食事回数 (回)	金額 (円)
適用区分C・低所得者II	210円/食	80円/食		
低所得者I②	130円/食	50円/食		
低所得者I①	100円/食	50円/食		
入院医療の必要性の高い者	105円・80円・50円/食			

様 (受給者氏名)

上記の食事回数分の入院時生活療養費一部負担金を領収しました。

年 月 日

所在地
医療機関名 名称
氏名
印

※ 「入院医療の必要性の高い者」とは医療区分2又は3等の患者で入院時食事療養費標準負担額と同額の負担となる者です。該当する単価を○で囲んでください。
※ 所得区分等 (例: 低所得者II) 及び所得区分等に応じた食事回数等が明記されており、上記表の内容が確認できる領収書及び明細書を添付することで、医療機関等における記入を省略することができます。

(裏)

注意事項

助成申請額の計算方法

- (1) 入院時の生活療養に係る標準負担額については、保険者等から減額認定証の交付を受けている方が助成対象になります。
- (2) 申請額は、入院時生活療養費標準負担額のうち、入院時食事療養標準負担額と同額(食材料費相当分)の金額となります。

入院時生活療養費標準負担額(食材料費相当額)

	一般	一般以外
低所得者Ⅱ	160円/食	80円/食
低所得者Ⅰ②	100円/食	50円/食
低所得者Ⅰ①	100円/食	50円/食

ただし、入院医療の必要性の高い者については、次のとおりとなります。

	一般	一般以外
低所得者Ⅱ	210円/食	105円/食
低所得者Ⅱ (90日以上)	160円/食	80円/食
低所得者Ⅰ	100円/食	50円/食

別記様式第1号(第4条関係)

(平27規則90・全改)

別記様式第1号の2(第4条, 第7条関係)

(平23規則18・全改, 平26規則83・平27規則90・一部改正)

別記様式第2号(第5条関係)

(平3規則71・全改, 平5規則39・平7規則20・平9規則52・平9規則59・平15規則2・
平16規則9・平19規則94・平20規則18・平23規則18・平26規則83・一部改正)

別記様式第2号の2(第5条, 第7条関係)

(平14規則62・追加, 平19規則94・一部改正, 平23規則18・旧別記様式第2号の4
繰上, 平26規則83・一部改正)

別記様式第3号(第7条関係)

(平3規則71・平12規則117・平16規則9・平19規則94・平26規則83・一部改正)

別記様式第4号(第9条関係)

(平23規則18・全改, 平25規則43・平26規則83・平27規則6・一部改正)

別記様式第5号(第9条関係)

(平14規則42・追加, 平15規則2・平19規則94・平20規則18・一部改正, 平23規則
18・旧別記様式第6号繰上・一部改正, 平25規則43・平26規則83・一部改正)

別記様式第6号(第9条関係)

(平20規則18・追加, 平23規則18・旧別記様式第7号繰上・一部改正, 平26規則83・
平27規則6・一部改正)